虐待防止のための指針

（高齢者福祉事業）

社会福祉法人　大館市社会福祉事業団

1 虐待防止に関する基本的考え方

当法人は、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

高齢者虐待の定義

（１）この法律において「高齢者」とは、65 歳以上の者をいう。

（２）この法律において「高齢者虐待」とは、家庭における養護者又は施設等の職員による次に揚げる類型の虐待をいう。

ⅰ身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。
ⅱ介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
ⅲ心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
ⅳ性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
ⅴ経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

※具体的行為については、厚生労働省「Ⅰ　高齢者虐待防止の基本」参照。
https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/boushi/060424/dl/02.pdf

2 虐待防止に向けた体制

当法人は、虐待発生防止及び早期発見に努める観点から、各施設及び事業所において「虐待防止委員会（以下委員会)」を組成し、虐待に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）を定めます。

（１）入所（入居）施設

【特別養護老人ホームつくし苑　　ケアハウスほうおう　　養護老人ホーム成章園】

・　委員会の委員は、施設長、看護、介護、相談等の幅広い職種で構成します。
・　委員会は定期的に（年 1 回以上）開催するほか、責任者が必要と認めた時に開催しま

す。

・　身体拘束適正化委員会など、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。

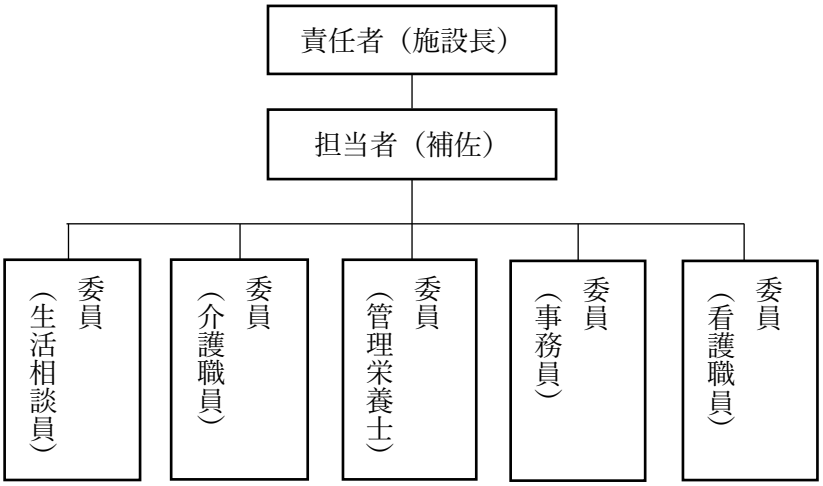

≪協議事項≫

①　虐待防止のための指針の整備に関すること
②　虐待防止のための職員研修の内容に関すること
③　虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
④　職員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
⑤　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
⑥　再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

（２）在宅事業所

【大館市デイサービスセンター大滝　　大館市地域包括支援センターおおたき
ケアプランセンターおおたき　　大館市社会福祉事業団ホームヘルパーステーション　】

・在宅事業所は合議体で委員会を設置します。
・委員会は定期的に（年２回以上）開催するほか、責任者が必要と認めた時に開催します。

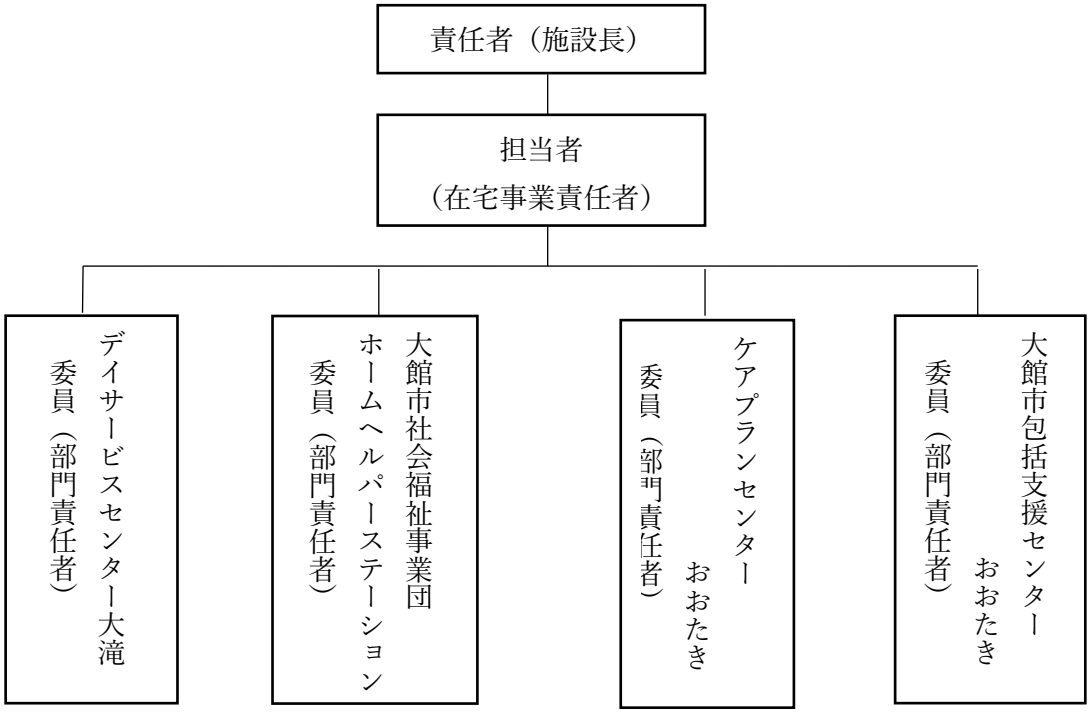

≪協議事項≫

① 虐待防止のための指針の整備に関すること
② 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
④ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
⑥ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3 虐待の防止のための職員研修

・ 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
・ 具体的には、次のプログラムにより実施します。

① 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
② 高齢者権利擁護事業、成年後見制度の理解
③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
④ 早期発見・事実確認と報告等の手順

⑤　発生した場合の改善策

・　研修は、年１回以上行います。また、新規採用者がある場合は必ず虐待の防止のための研修を行います。（施設系事業所は年２回以上実施）

・　研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

4　虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法

・　虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

・　また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

【職員以外の虐待者を発見した場合】

・　虐待と思われる状態、または虐待を発見した職員は速やかに市町村に連絡します。
※緊急性の高い事案の場合には、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5　虐待等が発生した場合の相談・報告体制

虐待発見時の対応フロー

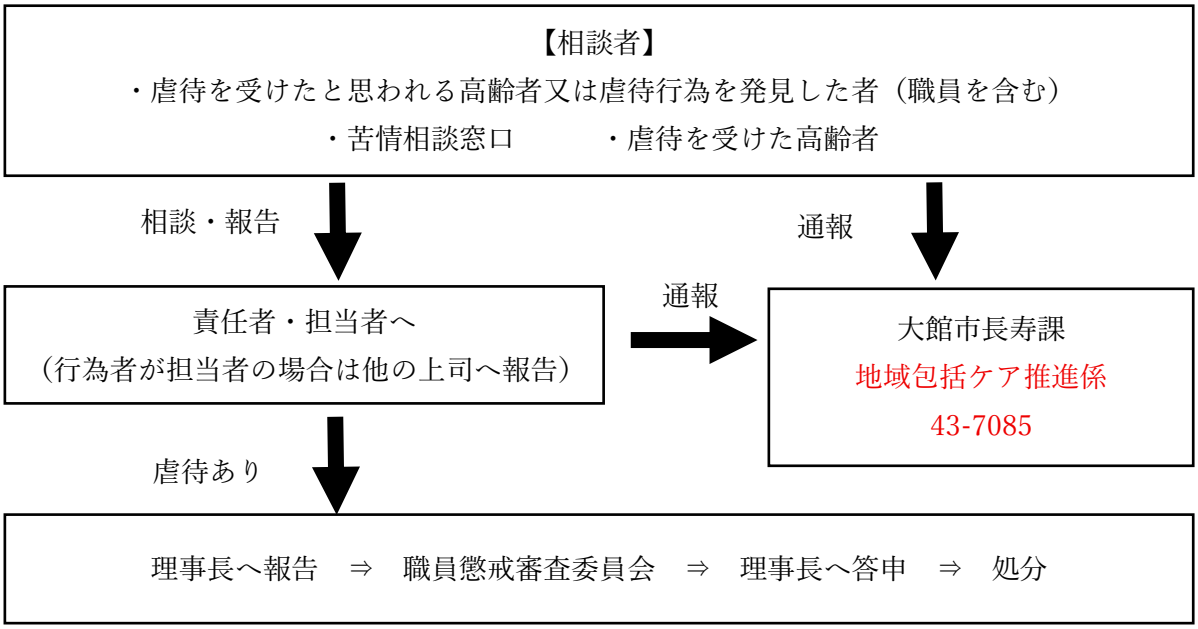

・　市町村から虐待に関する調査協力依頼があった場合、担当者は報告を行った者の権利

が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で調査に協力します。
・　虐待が認められた場合は、改善計画と再発防止策を作成し市町村へ提出します。

7　成年後見制度の利用支援

・　虐待を受けた者の判断能力が不十分であって、以下のような支援が必要である場合、成年後見制度について説明し、その求めに応じ大館市成年後見支援センター等の適切な窓口を案内する支援を行います。
　　①　経済的な虐待があり、生活に必要な金銭が高齢者のために使われていない場合。
　　②　一人で行うことが難しい契約の締結や、本人にとって不利益な契約の取り消しなどを代わりに行う必要がる場合

8　虐待に係る苦情解決方法（苦情内容が虐待と疑われる場合の対応方法）

・　虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。
・　苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
・　対応の流れは、上述の「５．虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとします。
・　苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9　利用者等に対する当該指針の閲覧

・　利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設ホームページ にも公表し、いつでも閲覧が可能な状態とします。

10 その他虐待の防止の推進

・　３に定める研修会のほか、虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

（施行期日）

この指針は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する。

（施行期日）

この指針は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する（令和 6 年 3 月 28 日改訂）。

（施行期日）

この指針は、令和 8 年 11 月 1 日より施行する（令和 8 年 10 月 26 日改訂）。